

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和2年6月4日
菰野町地域公共交通会議

<p>・ 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称</p>
<p>菰野町地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>当町では、平成11年4月、保健福祉センター「けやき」の開設に合わせ、自分で交通手段を確保できない人を対象として福祉バス11コース（各コース週3日）の運行を開始した。その後、平成15年3月に三重交通の路線バス（神森～湯の山線、菰野～湯の山線、菰野～福王山線）が利用者の減少、長年の赤字運行により廃止になった。しかし、これらの路線を通勤通学で利用していた利用者からの要望等により、平成15年4月から暫定的にこの廃止路線を引き継ぐ形で自主運行バスとして路線の維持を図ってきた。</p> <p>一方、福祉バスの利用は、保健福祉センター「けやき」の温泉入浴者の送迎利用に留まり、また、極端に利用が少ないコースもあることから見直しの必要性が指摘された。このため、平成16年4月から廃止代替バスと福祉バスを統合する形で菰野町コミュニティバスの実験運行を開始し、利用者をはじめ各方面からの意見を踏まえ、平成17年10月から本格運行に移行した。</p> <p>現在、コミュニティバスは、7コース運行されている。大きく分けて、①朝夕の通勤通学のための、主に町北部と近鉄菰野駅を結ぶ路線、②保健福祉センター「けやき」をはじめ、菰野厚生病院や買い物など、交通弱者が利用する交通手段としての路線を運行している。</p> <p>コミュニティバスの運行開始当時は、年間約77,000人あった利用者は、平成27年度は約52,000人となり、約25,000人減少している。年々利用者が減少する中、また、運行経費が増加する中では、今後のコミュニティバスの運行について抜本的に見直す必要があることから、平成27年11月には、本来の運行目的をより明確にしながら利用促進を図るため、一部路線及び運行本数の見直しを行った。平成28年9月には、子育て支援の一環として通学者の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障がい者についてもより日常的に利用しやすい料金設定とするため、フリー乗車券の料金の一部見直しを実施した。</p> <p>平成30年度にオンデマンド交通の運行を開始し、併せてコミュニティバス路線の見直しを行い、2路線を運休とした。令和元年10月に朝上地区コミュニティセンターを町北部の交通結節点とするため、一部路線の運転区間の見直し及び増便を実施した。令和2年10月にも朝上地区コミュニティセンターを経由するよう、一部路線の運転区間の見直しなどを実施する予定である。</p> <p>本計画は、このような見直しを逐次進めてきたコミュニティバスのうち、町北部、東部から四日市市へのアクセス路線として地域間幹線系統に指定されている三重交通四日市福王山線と結節する路線を維持するために必要なものである。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【コミュニティバス利用者数：平成30年10月～令和元年9月 実績 54,490人】

- | | | |
|--------------------|---------------|-------|
| (1) 神森福王山：1,500人／年 | (上記期間 1,501人) | 1.00倍 |
| (2) 潤田福王山：1,700人／年 | (上記期間 1,652人) | 1.03倍 |
| (3) 潤田福王山：1,400人／年 | (上記期間 1,399人) | 1.00倍 |
| (4) 竹永小島：2,900人／年 | (上記期間 2,858人) | 1.01倍 |
| (5) 神森福王山：2,200人／年 | (上記期間 2,194人) | 1.00倍 |
| (6) 竹永小島：500人／年 | (上記期間 493人) | 1.01倍 |

※ 各便の利用者数は、コースの利用者数を便ごとに距離案分し、算出した人数

(2) 事業の効果

神森福王山線の増便、千種根の平線の運行見直しにより、日中の町内各地への移動のための利便性が向上するとともに、幹線、支線のネットワーク、オンデマンド交通（菰野町のりあいタクシー）が連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、潤田福王山線、竹永小島線の増便により、日中だけでなく朝夕の利便性が向上することで、通勤、通学利用を促すこととなる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

近鉄湯の山線のダイヤ改正時又は利用者や運行事業者からの意見に基づき、必要と認められるときは、利用効率の向上のためにダイヤ改正を実施。

(実施主体：菰野町、三重交通株式会社)

菰野町交流トークのテーマに「町内の公共交通」を設けており、各区や団体などの依頼に応じて、菰野町のコミュニティバスや公共交通に関する講演や情報交換の場を提供。また、各地区にて地域懇談会を開催し、行政、住民等が今後の公共交通に関する意見交換を行う。

(実施主体：菰野町)

オンデマンド交通を運行しており、バスとオンデマンド交通の乗り継ぎによるバス利用者の利用増を目指す。

(実施主体：菰野町、オンデマンド交通事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

①路線図

別添「菰野町コミュニティバス路線図」参照

②予定している時刻表

別添「菰野町コミュニティバス時刻表」参照

③運行予定者

三重交通株式会社

④地域間幹線系統への接続について

神森福王山線、潤田福王山線は、福王山、田光、朝上地区コミュニティセンター停留所にて接続

千種根の平線は、朝上地区コミュニティセンター停留所で接続

竹永小島線は、野中、池底、松山停留所にて接続

別添「菰野町コミュニティバス路線図」参照

⑤対象路線の新規性について

別添「菰野町コミュニティバス運行見直し」参照

※（１）、（６）は、日曜及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は運休

（２）～（５）は、土日祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は運休

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

菰野町

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三重交通株式会社

7. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

9. 協議会の開催状況と主な議論

平成 27 年 6 月 26 日（平成 27 年度第 1 回）

- ・コミュニティバスの運行見直し（案）について合意
- ・平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意

平成 28 年 6 月 29 日（平成 28 年度第 1 回）

- ・平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意
- ・コミュニティバスのフリー乗車券の料金見直し（案）について合意

平成 29 年 1 月 31 日（平成 28 年度第 2 回）

- ・平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の自己評価の実施
- ・地域公共交通に関する町民アンケートの実施について合意

平成 29 年 6 月 23 日（平成 29 年度第 1 回）

- ・平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意
- ・今後の公共交通の方向性について協議

平成 30 年 1 月 15 日（平成 29 年度第 2 回）

- ・平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の自己評価の実施
- ・地域公共交通網形成計画の策定等に関するスケジュールについて報告

平成 30 年 6 月 25 日（平成 30 年度第 1 回）

- ・平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意
- ・オンデマンド交通の試行運行実施計画（案）について協議

平成 30 年 8 月 27 日（平成 30 年度第 2 回）

- ・オンデマンド交通の試行運行実施計画（案）について協議

平成 31 年 1 月 7 日（平成 30 年度第 3 回）

- ・平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の自己評価の実施

令和元年 6 月 25 日（令和元年度第 1 回）

- ・コミュニティバスの運行見直し（案）について合意
- ・令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意
- ・オンデマンド交通の試行運行実施計画（案）について協議

令和元年 8 月 21 日（令和元年度第 2 回）

- ・オンデマンド交通の運行エリア拡大（案）について合意
- ・新モビリティサービス推進事業について協議

令和元年 12 月 3 日（令和元年度第 3 回）

- ・新モビリティサービス推進事業について協議

令和 2 年 1 月 14 日（令和元年度第 4 回）

- ・平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の自己評価の実施
- ・新モビリティサービス推進事業について協議

令和 2 年 3 月 25 日（令和元年度第 5 回）

- ・コミュニティバスの運行見直し（案）について協議
- ・オンデマンド交通の運行エリア拡大（案）について協議
- ・新モビリティサービス推進事業の自己評価の実施

令和 2 年 6 月 4 日（令和 2 年度第 1 回）

- ・コミュニティバスの運行見直し（案）について合意
- ・令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意
- ・オンデマンド交通の運行エリア拡大（案）について合意

10. 利用者等の意見の反映	
<p>運行の一部見直しは、主に通勤、通学の利便性の確保に関する要望が多く寄せられたので、そちらに重点を置いた内容とし、フリー乗車券の料金の一部見直しは、通勤費用は会社等が負担するケースが多いが通学費用は基本的に自己負担となること、バスの日中の利用が高齢者等のけやきや病院へのアクセスに集中することから、それらの要望に応える内容とした。</p> <p>また、事業者から、菰野駅の発着時刻の変更に関する要望が利用者から乗務員に多数寄せられているとの意見があったため、一部路線のダイヤ改正を行った。</p>	
11. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	三重県地域連携部交通政策課
関係市区町村	菰野町（健康福祉課、観光産業課、総務課）
交通事業者・交通施設管理者等	近畿日本鉄道（株） 三重交通（株） 三重交通労働組合 （有）尾高御在所ロープウェイ（株） （公社）三重県バス協会 （一社）三重県タクシー協会 三重県四日市建設事務所 四日市西警察署
地方運輸局	中部運輸局三重運輸支局
その他協議会が必要と認める者	菰野町区長会長 地区区長会長5名 菰野町心身障がい者福祉会 菰野町老人クラブ連合会 菰野町PTA 連絡協議会 菰野町母子父子寡婦福祉会 学識経験者 （福）菰野町社会福祉協議会
12. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
13. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
14. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
15. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
16. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	

17. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
18. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
19. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

【本計画に関する連絡先】

(住 所) 三重県三重郡菟野町大字潤田 1250 番地

(所 属) 菟野町 総務課安全安心対策室

(電 話) 059 - 391-1102